

鹿児島県教育委員会公式キャラクター「かごまる」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この規程は、「鹿児島県教育委員会公式キャラクター「かごまる（以下「かごまる」という。）」使用におけるガイドライン」に基づき、かごまるを使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(かごまるに関する権利)

第2条 かごまるに関する著作権や使用の承認に係る権利は、鹿児島県教育委員会に属する。

(使用の承認)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、鹿児島県教育委員会総務福利課長（以下「総務福利課長」という。）に使用届出書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 本庁、出先機関、教育機関が使用する場合
- (2) 市町村教育委員会
- (3) 国立・公立・私立学校が使用する場合
- (4) 鹿児島県高等学校文化連盟
- (5) その他使用の届出で足りると総務福利課長が認めた場合

2 前項各号のいずれにも該当しない場合は、あらかじめ総務福利課長と協議した上で、使用承認申請書（別記第2号様式）を提出するものとする。

(使用申請及び届出)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、使用申請書に関係書類を添えて、総務福利課長に提出しなければならない。

- 2 前条ただし書きの届出を行う者は、鹿児島県電子申請システムにより使用届出書に関係書類を添えて、総務福利課長に提出しなければならない。
- 3 総務福利課長は、第1項の規定により申請を行った者に対し、必要に応じて追加で資料等の提出を求めることができる。

(使用の承認)

第5条 総務福利課長は、第3条第2項及び前条第1項に規定する使用申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が本県教育の振興や児童・生徒の文化活動の活性化に寄与すると認めるときは、使用の承認をすることができる。この場合において、総務福利課長は必要があると認める場合には、かごまるの使用法その他について、条件を付すことができる。

- 2 承認期間は、当該年度内とする。
- 3 総務福利課長は、使用承認を行ったときは、使用（変更）承認通知書（別記第3号様式）を申請者へ送付する。

(使用承認の制限)

第6条 かごまるの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、総務福利課長は承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 鹿児島県教育委員会の品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合

- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は支援するおそれがあると認められる場合
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
 - (7) かごまるの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - (8) かごまるのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (9) かごまるの著しい変形その他かごまるの使用が適当でないとして認められる場合
- 2 総務福利課長は、使用を承認しない場合には、使用不承認通知書（別記第4号様式）を交付する。

（使用料）

第7条 かごまるの使用料については、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 第5条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真を提出すること。
- (3) 第5条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、承認を受けた物件には承認番号「©鹿児島県教育委員会かごまる#●●」又は「©pref kagoshima kagomaru#●●」をその商品、包装、公告等に必ず明記すること。

（承認内容の変更等）

第9条 使用者が使用承認の内容について追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ使用変更承認申請書（別記第5号様式）を総務福利課長に提出し、総務福利課長の承認を得なければならない。

2 総務福利課長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときは、これを承認し、使用（変更）承認通知書を交付する。

（承認の取消し等）

第10条 総務福利課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、承認取り消しの日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条第1項の使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽の判明した場合
- (4) 第6条のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他かごまるの使用継続が不相当であると認められた場合

- 2 総務福利課長は、使用承認を取り消す場合には、使用承認取消通知書（別記第6号様式）を交付する。
- 3 総務福利課長は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を追わないものとする。
- 4 総務福利課長は、使用者にかごまるの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占性等）

第11条 この規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してかごまるを使用する権利を付与し、かつ、承認、使用者等について県の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第12条 鹿児島県教育委員会は、この規程による利用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第13条 鹿児島県教育委員会は、かごまるの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、かごまるを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。
- 3 使用者は、かごまるの使用に際して故意又は過失により鹿児島県教育委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を鹿児島県教育委員会に賠償しなければならない。

（事務）

第14条 この規程に関する事務は、鹿児島県教育委員会総務福利課が行う。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は総務福利課長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から適用する。